

様式第2号(第3条関係)

介護保険居宅介護住宅改修費等受領委任払事業者登録に係る確約書

年 月 日

神河町長 様

届出者 所在地 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____
連絡先 _____

介護保険居宅介護住宅改修費等受領委任払事業者登録を届け出るに当たり、次の事項を承認することを確約します。

- 1 事業者は、居宅介護住宅改修費等に係る関係法令を十分に理解し遵守すること。関係法令に違反した場合には、受領委任払を停止することがあること。
- 2 事業者は、居宅要介護被保険者等が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該居宅要介護被保険者等の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切なサービスの提供を行うよう努めるとともに、自ら当該サービスについて質の評価を行うこと。
- 3 事業者は、受領委任払を利用するに当たり、居宅要介護被保険者等の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間等を確認するとともに、当該制度が利用可能であるかどうか確認すること。
- 4 事業者は、居宅要介護被保険者等が求めるにもかかわらず、正当な理由なく受領委任払の利用を拒まないこと。
- 5 事業者は、居宅要介護被保険者等が町に対して行う居宅介護住宅改修費等に係る申請書類の作成等に協力すること。
- 6 事業者は、居宅介護住宅改修費等について受領委任払を行うときは、居宅要介護被保険者等から保険給付分を除いた自己負担額の支払いを受けるものとし、これを減額し又は超過して徴収しないこと。また、自己負担額の支払を受けたときは、居宅要介護被保険者等に対し自己負担額分の領収証(利用者負担分の内訳金額を記載)を発行すること。
- 7 事業者は、居宅介護住宅改修費等に関する記録を整備し、住宅改修の完了又は特定福祉

用具の販売の日から5年間保存すること。

- 8 事業者は、関係法令の遵守に努め、町が随時に行う調査に協力すること。調査の結果、指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従い、必要な改善を行うこと。
- 9 事業者は、居宅要介護被保険者等又はその家族から要望、苦情を受けた時は、誠実に対応するとともに当該要望、苦情に対して円滑かつ迅速に処理を行うこと。その他、事業者において処理し得ない内容についても、町関係機関に協力し、適切な対応方法を検討すること。
- 10 事業者は、業務上知り得た対象居宅要介護被保険者等及びその家族の秘密を保持すること。また、事業所の職員であった者に、業務上知り得た対象居宅要介護被保険者等及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とすること。
- 11 事業者は、届出内容に変更があった場合又は廃止、休止等を行った場合は、要綱の規定に基づき、速やかに町長に届け出ること。